

# 第6章 基盤的施策の推進

## 第1節 環境影響評価の推進

### 1 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形態の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」を公布、平成11年6月に全面施行された。また、法施行から10年が経過し新たに浮かび上がった問題を解決するため、事業の位置等の決定段階からの環境配慮を求める配慮書手続等を新たに盛り込んだ「改正環境影響評価法」が平成23年4月公布された。本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から全面施行し、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続が実施されている。

また、県では、法又は条例の対象とならない比較的小規模な事業等であって、県が主体となる開発事業を対象に「大分県環境配慮推進要綱」を制定し、自主的な環境配慮を進めている。

### 2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、平成23年度中に指導・審査を行った実績は、表1aのとおり6件で、そのうち終了4件、手続中2件であり、法の対象となった事業の審査が1件、条例の対象となった事業の審査が1件あった。

また、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、表1bのとおり合計で279件（規模変更による対象事業廃止1件は含まない）、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成23年度までの審査終了件数が164件と、全体の約60%を占めている。

表1a 平成23年度環境影響評価指導審査実績（平成24年3月31日現在）

#### ○法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	大分共同発電所3号機増設計画	大分共同火力株式会社	ガスタービン及び汽力 14.5万kW	環境影響評価準備書 受理

#### ○条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	戸高鉱山神野集積場建設事業	(株)戸高鉱業社	62ha	環境影響評価書 受理★

#### ○その他の事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	経営体育成基盤整備事業（通作条件整備：基幹農道（一般）「奈狩江地区」）	県	延長 3.8km	環境配慮調書 受理※★
2	道路改築事業 主要地方道庄内久住線	県	延長 2.02km	環境配慮調書 受理※★
3	別府警察署庁舎新築工事	県	延べ床面積 6,195.16m <sup>2</sup>	環境配慮調書 受理※★
4	農地整備事業（大原野第2地区）	県	延長 2.1km	環境配慮調書 受理※

※大分県環境配慮推進要綱に基づくもの

★平成23年度審査済み

平成24年3月31日現在

表1b 環境影響評価の審査終了件数の推移

事業種別 年度	開発保全 整備計画			公有水面埋立 港湾計画			電源 立地			道路			農村 工業 導入 都市計画			土地造成			住宅団地			施設			実施主体別件数			計						
	県	市町村	公社 公園	県	市町村	国	県	市町村	民間	国	県	市町村	公社 公園	民間	公社 公園	民間	公社 公園	民間	市町村	民間	県	國	県	市町村	民間	公社 公園	民間	公社 公園	民間	公社 公園	民間	公社 公園	民間	
S49	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4			
S50	3	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8			
S51	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6			
S52																				0	1	3	2	0	0	1	1	5	0	0	1	5		
S53																				0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
S54																				2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
S55																				1	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
S56																				1	4	3	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	6	
S57																				1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
S58																				2	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
S59																				1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
S60																				0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
S61																				0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
S62																				0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
S63																				0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
H1	1	1	1	11	8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	12	8	0	0	0	0	0	0	0	20				
II2																				1	6	2	0	1	10	1	1	1	1	1	1	1	5	
H3				1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	4	0	0	5	0	0	0	0	0	5			
H4				1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	2	0	1	5	0	0	0	0	0	5			
H5				1	1	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	6	3	1	6	17	0	0	0	0	0	17			
H6				1	1	5	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	3	1	6	3	17	0	0	0	0	0	17		
H7																				6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
H8																				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	
H9				1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	6	3	0	7	16	0	0	0	0	0	16			
H10				1	1	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8			
H11				3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	0	3	11	0	0	0	0	0	3			
H12																				3	0	6	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	6	
H13																				0	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
H14																				0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
H15																				0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
H16				1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	9	2	0	0	11	0	0	0	0	0	6		
H17																				3	0	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	
H18				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3			
H19																				1	0	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	
H20																				1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	
H21																				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H22																				2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
H23																				1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
計	6	2	1	22	1	11	89	58	6	6	7	18	1	3	6	1	1	4	2	6	3	11	3	9	18	151	69	5	36	279				

### 3 条例施行規則及び技術指針の改正

国は、平成17年3月に基本的事項の改正を行い、これを受け各省庁も事業ごとに環境影響評価の実施に必要な指針を定めた「主務省令」を改正した。

このような国の見直しに伴い、本県においても必要な見直しを行い、大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正と、大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針の一部改正を、平成19年4月1日に公布し、同年7月1日から施行している。

- 見直しの主なポイントは次のとおりである。
- ①個別の事業に応じた、メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定の強化
  - ②早期段階からの環境配慮の促進
  - ③「ベスト追求型」環境影響評価の促進（基準達成型からベスト追求型へ）
  - ④客觀性・透明性・わかりやすさの向上（様々な根拠等の明確化）
  - ⑤不確実性に関する検討の強化
  - ⑥事業の多様化への対応
  - ⑦その他（触れ合い活動の場や廃棄物関係等の規定の充実）

## 第2節 環境に配慮した取組の推進

### 第1項 大分県環境マネジメントシステムの構築

本県では、平成11年1月に本府3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、節電や紙ごみ等の廃棄物の削減などエコオフィス活動に取組むことにより、約10年間で金額にして1億円を超える経費が節減され、大きな効果が得られた。

その一方で、本府3庁舎の知事部局のみの取り組みであったことから、(特)ISO14001の認証を継続せず対象を全所属に拡大して、県独自の新しい環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、平成23年4月より稼働している。

具体的な取組として、①新環境基本計画の着実な推進 ②環境に配慮した公共事業の実施 ③エコオフィス活動の推進 ④環境法令を遵守した庁舎管理業務の4つを一体的に実施・進行管理をしている。

また、本システムの基本理念となる大分県新環境基本計画が平成24年3月に改定されたことに伴い、環境方針の一部を改定した。

### 環境方針

県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくことは、私たち県民の責務です。

私はこのことを念頭に置き、県民総参加によるごみゼロおおいた作戦を通じ、「天然資源が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」の実現に向け、環境マネジメントシステムを構築し、率先して以下の取組を推進します。

#### 1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かで多様な自然を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保などに努め、豊かな自然と人間とが共生する美しく快適で潤いのある地域環境を創造します。

#### 2 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の循環資源の効率的・循環的利用などの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた循環を基調とする地域社会を構築します。

#### 3 地球環境問題への取組の推進

県民、事業者及び行政が連携し、省資源、省エネルギーなどの地球温暖化対策の取組や二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を推進するとともに、エコエネルギーを開発、導入するなど、地球環境問題の解決に積極的に取り組む社会を構築します。

#### 4 環境・エネルギー産業の育成

新エネルギー分野の研究開発や省エネルギー化の支援、人材育成や販路開拓などを推進し、エネルギー産業を県経済の新たな牽引役とすることを目指すとともに、リサイクルの取組の支援、循環型環境産業の育成、環境マネジメントシステムの普及等を通して環境と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和がとれた循環型社会」を実現します。

#### 5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

学校・家庭や自治会などで構成される地域社会・職場等、多様な場における環境教育・学習を充実していくほか多様な立場から環境問題の本質や取組方法を幅広い視野で考え、解決する能力や態度を身につけた実践的な人材を育成するとともにその活用を図り、それぞれの主体が協働しながら「持続可能な地域づくり」を実践する地域社会を形成します。

以上の取組を定期的に見直し、継続的な改善を進めるとともに、環境関係法令等を遵守し、環境汚染の未然防止を図ります。

また、職員の環境保全に向けての意識の一層の向上を図るため、環境に関する教育・訓練を徹底します。

## 第2項 グリーン購入の促進

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、**環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下、「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していかなければならない。**

環境物品等の購入の促進を進めるためには、環境物品等の供給を促進するとともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの

取組を併せて実施していくことが重要である。

このことから環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらすために、国では「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」を定め自ら率先して環境物品等の調達を推進している。

この法律を受け、県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者等のグリーン購入への転換を促すことを目的として平成14年4月から「大分県グリーン購入推進方針」を策定し、毎年度、重点的に調達を推進すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進すると同時に、これを通じて物品納入業者等に対して環境に配慮した自主的な事業活動の働きかけを行っている。平成23年度調達実績は次の表2-2とおりである。

表2-2 平成23年度環境物品等の調達実績

大分類名	品目名	適合率(%)
紙類	コピー用紙	98.7
	フォーム用紙	79.3
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	87.2
	塗工されていない印刷用紙	95.4
	塗工されている印刷用紙	81.8
	衛生用紙（トイレットペーパー）	94.3
	衛生用紙（ティッシュペーパー）	96.8
文具類		95.1
オフィス家具等	いす	96.6
	机	100.0
	棚	99.0
	収納用什器（棚以外）	99.3
	ローパーテイション	98.4
	コートハンガー	100.0
	傘立て	93.7
	掲示板	100.0
	黒板	19.6
	ホワイトボード	95.7
	コピー機	100.0
	複合機	100.0
OA機器	拡張性のあるデジタルコピー機	実績無し
	電子計算機	98.8
	プリンタ	98.2
	プリンタ ファクシミリ兼用機	100.0
	ファクシミリ	95.5
	スキャナ	100.0
	磁気ディスク装置	93.3
	ディスプレイ	96.2
	シェレッダー	99.7
	デジタル印刷機	100.0
	記録用メディア	96.3
	一次電池又は小形充電式電池	95.5

大分類名	品目名	適合率(%)
OA機器	電子式卓上計算機	92.7
	トナーカートリッジ	94.0
	インクカートリッジ	94.1
	掛時計	94.2
	プロジェクタ	79.2
移動電話	携帯電話	77.4
	PHS	実績無し
家電製品	電気冷蔵庫	100.0
	電気冷凍庫	100.0
	電気冷凍冷蔵庫	81.1
	テレビジョン受信機	98.0
	電気便座	100.0
	電子レンジ	89.2
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	100.0
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	実績無し
	ストーブ	75.7
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	実績無し
	ガス温水機器	100.0
	石油温水機器	実績無し
	ガス調理機器	100.0
	ガス照明器具	92.1
照明	LED 照明器具	85.4
	LEDを光源とした内照式表示灯	100.0
	蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）	90.8
	電球形状のランプ	99.3
	自動車	69.5
自動車等	E T C 対応車載器	91.4
	カーナビゲーションシステム	100.0
	乗用車用タイヤ	74.5
	2サイクルエンジン油	55.8
消防器	消火器	96.4
	制服	97.2

大分類名	品目名	適合率(%)
制服・作業服	作業服	74.8
	帽子	82.0
インテリア・寝装寝具	カーテン	66.4
	布製ブラインド	33.7
	タフティッドカーペット	40.7
	タイルカーペット	100.0
	織じゅうたん	実績無し
	ニードルパンチカーペット	実績無し
	毛布	100.0
	ふとん	実績無し
	ベッドフレーム	100.0
	マットレス	93.2
作業手袋	作業手袋	67.9
その他織維製品	集会用テント	実績無し
	ブルーシート	94.6
	防球ネット	100.0
	旗	90.6
	のぼり	96.8
	幕類	80.9
	モップ	98.1
設備	太陽光発電システム（公共・産業用）	実績無し
	太陽熱利用システム（公共・産業用）	実績無し
	燃料電池	実績無し
	生ゴミ処理機	実績無し
	節水機器	実績無し
	日射調整フィルム	100.0
防災備蓄用品	ペットボトル飲料水	100.0
	缶詰	実績無し

大分類名	品目名	適合率(%)
防災備蓄用品	アルファ化米	実績無し
	乾パン	実績無し
	レトルト食品等	実績無し
	毛布	実績無し
	作業手袋	100.0
	テント	100.0
	ブルーシート	100.0
	一次電池	100.0
	非常用携帯燃料	実績無し
	小径丸太材（間伐材）	100.0
公共工事	製材等 (製材、集成材、合板、单板積層材)	100.0
	再生木質ボード	実績無し
	省エネルギー診断	100.0
役務	印刷	93.3
	食堂	100.0
	自動車専用タイヤ更生	100.0
	自動車整備	89.9
	庁舎管理	90.0
	植栽管理	94.9
	清掃	92.6
	機密文書処理	87.4
	害虫防除	69.2
	輸配送	97.2
	旅客輸送	89.1
	蛍光灯機能提供業務	実績無し
	庁舎等において営業を行う 小売業務	実績無し
	クリーニング	94.0
合計		86.5

※適合率は金額ベースによる

### 第3節 環境情報の整備と提供

環境保全施策を総合的・計画的に推進するためには、環境情報を体系的に整備し、その利用を図っていくことが必要である。また、県民、事業者や民間団体等に対する環境教育・学習を積極的に推進していくことはもちろんのこと、こうした各主体による自発的な環境保全活動の取組を促すため、環境保全に関するさまざまなニーズに応じた情報を各主体に正確かつ適切に提供することが不可欠である。

大分県の環境についての現状、条例及び計画や施策などの各種の情報については、県が開設するホームページの中で提供しており、中でも、平成15年9月より取り組んでいる県民運動「ごみゼロおおいた作戦」に関しては専用のページを設けて活動に関する情報の提供を行っている。また、平成21年度から、環境学習教材として、おおいた環境学習サイト「きらりんネット」を県庁ホームページで提供することとした。

今後も、環境関連情報や水質・大気の監視データ等について地理情報システムを利用したデータベース化など、迅速かつ適切に情報提供が行われるよう新たなニーズに応じたシステムの構築を図ることとしている。

大分県のホームページ

<http://www.pref.oita.jp/>

ごみゼロおおいた作戦

<http://www.pref.oita.jp/site/gomi0/>

おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

<http://www.pref.oita.jp/site/kirarinnet/>

## 第4節 調査研究、監視・観測等の推進

### 第1項 衛生環境研究センターの概要

#### 1 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所及び工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市大字曲字芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部及び水質部の5部2課制となった。

また、当センター内でダイオキシン類の分析を行うため、平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設し、平成12年4月の組織改正により、管理部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部及び水質部の6部1課制となつたが、平成14年4月から管理部の管理課が廃止され、6部制となつた。

平成15年2月、大分市高江ニュータウンに新庁舎が完成し、3月に芳河原団地から移転した。

平成18年4月、組織改正により、6部制を廃止し、企画・管理担当、化学担当、微生物担当、大気・特定化学物質担当及び水質担当の5担当制となつた。

業務内容は、次のとおりである。

#### (1) 企画・管理担当

- ① 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること
- ② 職員の身分及び服務に関すること
- ③ 庁舎の維持及び管理に関すること
- ④ 予算の執行に関すること
- ⑤ 現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること
- ⑥ 県有財産の維持及び管理に関すること
- ⑦ 調査研究に関する総合調整及び評価
- ⑧ 衛生及び環境教育に関する企画
- ⑨ 研修指導及び精度管理に関する企画及び調整
- ⑩ 衛生及び環境に係る広報

#### (2) 化学担当

- ① 食品中の残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、その他規格基準に関する試験検査
- ② 自然毒に関する試験検査

- ③ 医薬品、医療機器等の試験検査
- ④ 衣服、家具等家庭用品の有害物質検査
- ⑤ 衛生化学に関する調査研究
- ⑥ 衛生化学情報の収集及び解析
- ⑦ 食品衛生検査等に係る業務管理（GLP）
- ⑧ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

#### (3) 微生物担当

- ① 感染症、食中毒、大分県感染症発生動向調査事業等における病原微生物の検索
- ② 食品衛生法による食品の微生物学的検査
- ③ 公共用水域等の汚染指標細菌検査
- ④ 血液製剤及び医療器具等の無菌試験
- ⑤ 感染症の流行予測調査
- ⑥ 感染症の血清学的検査
- ⑦ 食品衛生検査等に係る業務管理
- ⑧ 微生物学的及び血清学的試験検査技術の研修・指導及び精度管理
- ⑨ 微生物情報の収集及び解析
- ⑩ 微生物学に関する調査研究

#### (4) 大気・特定化学物質担当

- ① 有害大気汚染物質の調査、分析
- ② 浮遊粉じんの測定、分析
- ③ ダイオキシン類の測定、分析
- ④ 大気汚染の常時監視
- ⑤ 交通環境・一般環境の大気測定調査
- ⑥ 悪臭物質の測定、分析
- ⑦ 国設酸性雨測定所の管理運営
- ⑧ 環境放射能の調査、分析
- ⑨ 光化学オキシダント・ダイオキシン類・酸性雨の調査研究
- ⑩ 大気・ダイオキシン類環境情報の収集及び解析
- ⑪ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

#### (5) 水質担当

- ① 河川、海域、湖沼及び地下水に係る水環境保全のための測定及び解析
- ② 排水監視及び未規制汚濁源に係る排水等の測定
- ③ 農薬等未規制物質に係る測定及び研究
- ④ 産業廃棄物処分場浸出水等の水質測定及び土壤・底質の分析
- ⑤ 温泉に関する調査及び分析
- ⑥ 水環境保全に係る調査研究
- ⑦ 水質の生物学的調査研究
- ⑧ 水環境情報の収集及び解析
- ⑨ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

## 第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況

平成23年度における環境保全に関する試験研究

は、資料編9 衛生環境センター関係資料 表衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編9 衛生環境センター関係資料 表 衛生2、3のとおりである。

## 第5節 規制法的手法の活用

### 第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業（特定作業）を行なう工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について

届出の義務を課すとともに、排出されるばい煙や排出水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排出水等について、総量規制方法が導入されており、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成23年度末までの特定工場等の届出の状況は表5-1のとおりである。

表5-1 特定工場等の種類別内訳

別表番号	特 定 作 業 の 種 類	特 定 工 場 数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	6
3	合成樹脂の製造の製造	2
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	1
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	1
13	コークスの製造の作業	
14	銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他的一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	
18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	16
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	95
23	その他の土石製品の製造の作業	2
24	パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業	1
25	発電の作業	5
26	ガスの製造の作業	
27	汚水又は廃液の処理の作業	
28	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	4
29	物の表面処理又はめっきの作業	35
30	炭化水素系物質の受け入れ、保管又は出荷の作業	
合 計		177

備考：複数の特定作業を行っている特定工場等においては、主たる業種を計数している。

## 第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、平成24年11月1日現在、県では、資料編 表 大気3のとおり、現在9企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

## 第3項 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

### 1 国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。全国計画の改定等に伴い、平成20年12月に第四次県

計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を完了した。平成の大合併以降の策定状況は、旧市町村の計画を引き継がない市（新設合併した9市）では2市が第一次計画を策定しており、また、旧市町村からの計画を引き継ぐ市町村等（編入合併及び合併しなかった9市町村）では、第二次計画を4市町、第三次計画を2市、第四次計画を1町が策定している。

## 2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示と、土地利用の調整等に関する事項が定められており、五地域の指定状況については、表5-3のとおりである。

表5-3 五地域の指定状況

(単位：ha. %)

年 区分		H19.3.31現在	H20.3.31現在	H21.3.31現在	H22.3.31現在	H23.3.31現在	H24.3.31現在
五 地 域	都 市 地 域	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,820	(16.4) 103,820
	農 業 地 域	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,423	(64.9) 411,608	(64.9) 411,608
	森 林 地 域	(71.3) 451,916	(71.3) 451,916	(71.3) 451,914	(71.3) 451,914	(71.3) 451,914	(71.3) 451,908
	自 然 公 園 地 域	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676
	自 然 保 全 地 域	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15
五 地 域 計		(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,833	(180.1) 1,141,842	(180.1) 1,142,033	(180.1) 1,142,027
泊 地 地 域		(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,011	(1.1) 7,011
合 計		(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,911	(181.2) 1,148,920	(181.2) 1,149,044	(181.2) 1,149,038
県 土 面 積		633,933	633,934	633,954	633,958	633,971	633,974

備考 1 ( ) は、県土面積に対する割合

2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。

3 県土面積は、毎年10月1日現在で国土地理院が把握していた面積

### 3 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び注視区域・監視区域制度等の措置が定められている。

本県でも届出について、利用目的の審査を行い、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言・勧告をすることとしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成11年3月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たっての問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場の開発については、平成2年11月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

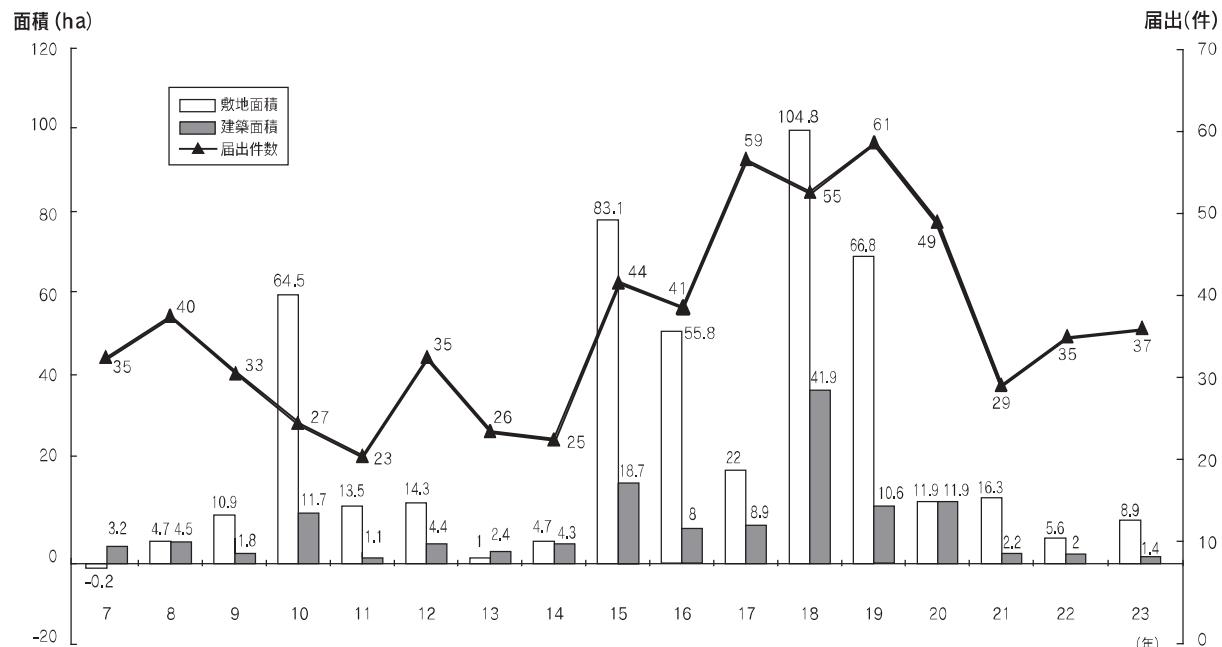
### 第4項 工場立地対策

本県では従来から地域の実情に応じた企業誘致を行っており、工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積9,000m<sup>2</sup>又は建築面積3,000m<sup>2</sup>を超える「特定工場」の新設・増設には、県知事又は市長への事前の届出が義務づけられている。県は、この届出受理等の事務を平成20年度から市町村に権限移譲しており（法改正により平成24年度からは市が工場立地法上の権限を有する）、市町村による届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われるよう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図5-4のとおりである。

図5-4 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



### 第5項 環境犯罪の取締り

#### 1 環境犯罪の傾向

県内の環境犯罪は、減少傾向にあり、違法行為の内容は不法投棄、違法焼却事犯がほとんどを占めている。

また、これらの不法投棄事案等では、家庭排出ごみ等の一般廃棄物にかかる事犯が最も多いことから、県民のモラルや規範意識を醸成する必要がある。

#### 2 基本方針及び取締り状況

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に廃棄物の不法投棄事犯を重点取締り対象とし中でも、自然環境に重大な影響を及ぼす事犯、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯及び行政指導を無視して行われる事犯等を中心取締るとともに、関係機関に必要な情報を提供して、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

近年の検挙状況は、表5-5のとおり、検挙件

数、検挙人員とも減少しており平成23年中は18件25名の検挙となっている。

表5-5 環境事犯法令別検挙状況

法令別	H19年		H20年		H21年		H22年		H23年	
	件数	人員								
廃棄物処理法	32	48	27	32	23	30	22	30	18	25
水質汚濁防止法										
水質資源保護法										
瀬戸内法										
自然公園法										
森林法	3	3	2	2	1	3	1	1		
種の保存法							1	3		
河川法										

※種の保存法とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」をいう。

## 第6節 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について環境大臣の指示と同意を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成24年4月1日現在、全国21地域において計画が策定されている。

本県では、大分地区新産業都市の中核として工業化が進んだ大分市及び大分市佐賀関（旧佐賀関町）について、昭和46年に大分地域として指定を受け、昭和47年度を初年度とする5か年計画を策定した。その後、昭和62年10月には、大分市のみを対象とした計画延長の指示を受け、主要幹線道路沿道の騒音対策、都市内中小河川の水質汚濁対策等の都市・生活型公害対策等を主要課題とする第4次計画（昭和63年3月承認）を策定した。

公害防止計画は、第8次計画（平成19年度～22年度）まで策定されていたが、現在新たな計画は策定されていない。

### 第1項 計画の策定状況

大分地域公害防止計画の策定状況は、表6-1のとおりである。

表6-1 大分地域公害防止計画の策定状況

計画次	計画期間	地域の範囲
1次	昭和47～51年度	大分市、佐賀関町
2次	昭和52～56年度	大分市、佐賀関町
3次	昭和57～61年度	大分市、佐賀関町
4次	昭和62～平成3年度	大分市
5次	平成4～8年度	大分市
6次	平成9～13年度	大分市
7次	平成14～18年度	大分市
8次	平成19～22年度	大分市

## 第7節 公害紛争等の適正処理

### 第1項 公害苦情及び紛争の処理

#### 1 公害苦情の現況

##### (1) 公害苦情の総件数

平成23年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は956件で、前年度に比べ105件増加した。

苦情の原因は、大気汚染251件（26.3%）、水質汚濁106件（11.1%）、土壤汚染1件（0.1%）、騒音148件（15.5%）、振動11件（1.2%）、悪臭155件（16.2%）等の典型7公害に含まれるもののが672件（70.3%）、それ以外のものが284件（29.7%）であった。

平成22年度と比較すると、大気汚染（+41件）、水質汚濁（+14件）、振動（+4件）、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外（+73件）については苦情件数が増加した。一方、騒音（-8件）、悪臭（-17件）、土壤汚染（-1件）、地盤沈下（-1件）については苦情件数が減少した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び平成22年度の公害苦情の内訳は、図7-1a及び図7-1bのとおりである。

##### (2) 公害苦情の処理状況

平成23年度に処理した苦情は、新規処理956件に前年度からの繰り越し分14件を加えた970件で、このうち962件（99.2%）が受理機関等において解決され、翌年度への繰越件数は8件となっている。

#### 2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

##### (1) 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38

図7-1a 公害苦情件数の推移

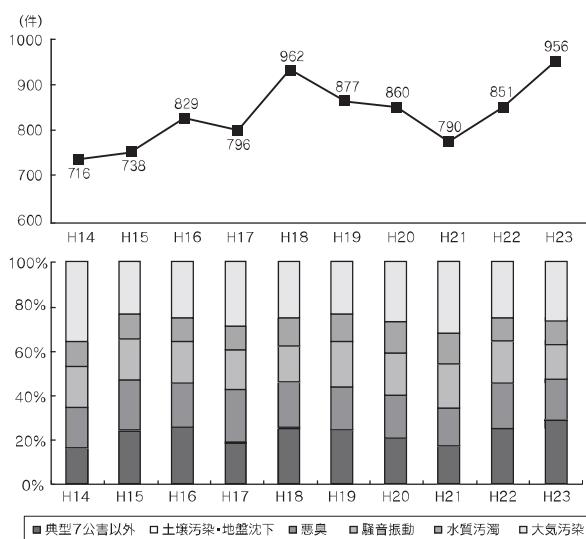
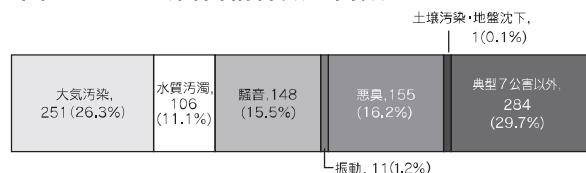


図7-1b 公害苦情件数の内訳



号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成3年10月受付、平成5年3月調停打切）、下水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）、ガソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件（平成17年3月受付、平成17年12月調停成立）がある。

（大分県公害審査会委員 資料編 2-(3)）

### (2) 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公

害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

## 第8節 地域環境保全基金

県では、「地域環境保全対策費補助金（環境省）」により、平成2年3月に大分県地域環境保全基金を創設した。

この基金は、財源を安定的に確保し、地域環境を保全するための各種の地域環境保全推進事業を実施するためのもので、基金の運用から生ずる収益を、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援、その他の地域の環境を保全するための活動の推進に要する経費に

充当している。

また、これまでに個人及び団体から53件、合計43,606千円（平成25年1月末現在）の寄付を受け入れている。

なお、平成21年6月から開始したレジ袋の無料配布中止の取組に伴う収益金について、事業者からの申し出により、県が実施する環境関連事業に活用する目的で、寄付として同基金に受け入れている。（上記51件のうち29件、金額31,394千円）

## 第9節 地域グリーンニューディール基金

県では、環境省からの「地域環境保全対策費補助金」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」により、829,000千円を平成21年12月に「大分県地域環境保全基金」へ積み増しを行った。

この基金は、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とし、平成21年度から平成23年度の3年間で事業を

行うこととしている。

平成23年度は、住宅用太陽光発電等の導入に対する補助や、民間事業者や市町村の実施した省エネ改修に対する補助などを行った。 詳細については、表8-1のとおりである。

表8-1 地域グリーンニューディール基金事業一覧表（平成23年度）

事業名	総事業費 (千円)	補助率	補助金所要額 (千円)	事業実施者	実施方法	CO <sub>2</sub> 削減効果 (合計t)	雇用効果 (合計人)	備考
大分県業務部門CO <sub>2</sub> 削減モデル事業 (民間事業者)	115,594	1/3上限 1,000万円	37,744	民間事業者	民間補助	618.7	14	
大分県家庭部門CO <sub>2</sub> 削減モデル事業 (住宅用太陽光発電補助)	337,000	10万円/件	148,400	民間事業者 (個人)	民間補助	3,462.6	18	
大分県市町村CO <sub>2</sub> 削減モデル・ パイロット事業	29,907	10/10	29,536	HITO市	市町村補助	11.7	4	
交通安全施設整備事業 (交通信号灯器LED化)	122,142	10/10	82,028	大分県	直接執行	103.3	10	
大分県大規模施設等省エネ改修事業	5,000	10/10	5,000	大分県	直接執行	6.5	1	
大分県省エネルギー等導入促進 対策事業	159,226	1/3	18,345	民間事業者	民間補助	85.0	10	
海岸漂着物地域対策推進事業	15,261	10/10	10,894	大分県市町村	直接執行 市町村補助	112.1	2	
大分県市町村CO <sub>2</sub> 削減推進事業	61,245	10/10	59,377	宇佐市 豊後大野市 杵築市	市町村補助	50.6	8	
EV普及促進事業	10,085	10/10	10,085	大分県	直接執行	482.5	1	
エコなまちづくり活動支援事業	23,938	10/10	23,938	大分県	直接執行	25.1	3	
交通安全施設整備事業 (交通信号灯器LED化)	18,165	10/10	18,165	大分県	直接執行	22.7	2	
合計	897,563		443,512			4,980.8	73	